

平成24年度第2回情報選定専門委員会の報告

題名	情報源の種類	情報収集の視点			④検討に見合う情報か	⑤総合的な検討の必要性	⑥緊急な情報提供の必要性	判定結果
		①健康被害の未然防止	②危害の拡大防止	③正しい情報提供				
洗剤等の化学物質の誤用・混入等による食中毒について	現場情報 (健康安全研究センター)	△	○	○	○	○	△	評価委員会で検討すべき情報

《 判定の視点 》

① 健康被害の未然防止の視点

現在、健康被害は生じていないが、都の実態調査における汚染実態や外国等での健康被害の発生などから、将来、都民への影響が考えられるもの

② 危害の拡大防止の視点

以前から危害が知られている、あるいは危害は顕在化していないが健康被害の端緒が見られているもので、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性のあるもの

③ 都民への正しい情報提供の視点

リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないために、都民生活に不安や影響を及ぼすおそれのあるもの

④ 検討に見合う情報か(質・量等)

国や海外等における対応状況や情報源の信頼性等を判断の要素とする。

⑤ 評価委員会で総合的な検討を要する情報か(情報提供の方法の検討を含む。)

⑥ 特に緊急に都民に提供する必要がある情報か